

25 高障求障助発第 198 号
平成 26 年 3 月 14 日

各地域障害者職業センター所長 殿

障害者助成部長
(公印省略)

第 1 号職場適応援助者助成金における就労移行支援事業、
就労継続支援事業 (A 型、B 型) の取扱いについて

障害者助成金関係業務の運営につきましては、平素よりご尽力いただき感謝申し上げます。

さて、障害者自立支援法 (平成 25 年 4 月 1 日付けで障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法) に改正。) に規定されている就労移行支援事業、就労継続支援事業 (A 型、B 型) の事業所 (以下「就労移行支援事業所等」という。) は、第 1 号職場適応援助者を各事業の人員配置 (最低) 基準に定める人員とは別に配置している場合には、第 1 号職場適応援助者助成金 (以下「助成金」という。) の受給は可能となっています。しかし、勤務時間の一部が各事業の人員配置 (最低) 基準に含まれる者は、たとえ当該基準に含まれない、各事業におけるサービスを提供しない時間においても、第 1 号職場適応援助者の業務に従事することはできないとする取扱いが一部で見られたところです。

この取扱いについて、第 1 号職場適応援助者による障害者の就労支援をより進める観点から、厚生労働省関係部局と協議を行い、下記のとおり再整理しましたので、その取扱いに御留意願います。

記

- 1 就労移行支援事業所等において配置している第 1 号職場適応援助者の勤務時間の一部が各事業の人員配置 (最低) 基準に含まれる場合、当該者が、各事業の人員配置 (最低) 基準に含まれない時間帯で、かつ各事業におけるサービス提供の職務に従事していない時間帯において第 1 号職場適応援助者の業務に従事した時間については、助成金の支給対象とする。
- 2 実施時期は、平成 26 年 4 月 1 日以降の認定申請及び変更承認申請から適用することとする。

別添